第８次宮崎県医療計画中間見直し（素案）概要版

第１章　総論

■中間見直しの趣旨

第８次宮崎県医療計画は、医療法第30条の４の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として令和６年(2024年)３月に策定しており、今年度末に策定から３年が経過することから、同法第30条の６の規定に基づき、中間見直しを実施するものです。

（計画期間）
令和６年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)まで（６年間）
見直し後の計画は、そのうち令和９年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)まで（３年間）

■中間見直しの方針

本見直しにあたっては、現行計画における以下の事項について、必要な見直しを行います。なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続します。

①５疾病・６事業及び在宅医療に係る医療提供体制の構築＜現行計画：第４章第２節＞
現行計画の取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等を行います。また、国の指針や新たな制度の創設など、現行計画策定後の変化に応じて必要な見直しを行います。

②外来医療計画＜現行計画：第６章＞
「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第８次（後期）～」等を踏まえ、外来医療に係る取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について評価し、課題を把握したうえで、取組内容の変更等の見直しを行います。

③医師確保計画＜現行計画：第７章第１節＞
「医師確保計画策定ガイドライン～第８次（後期）～」等を踏まえ、医師確保に係る取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について評価し、課題を把握したうえで、取組内容の変更等の見直しを行います。

④薬剤師（薬剤師確保計画）＜現行計画：第７章第２節２＞
「都道府県における病院薬剤師確保の手引き」等を踏まえ、薬剤師確保に係る取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について評価し、課題を把握したうえで、取組内容の変更等の見直しを行います。

第２章　医療提供体制の構築

第１節　５疾病・６事業及び在宅医療にかかる医療提供体制の構築

１　がん
○がんの予防に向けた啓発の強化やがん検診受診率向上によるがん死亡率の減少、質の高いがん医療を受けるための医療提供体制の充実を図ります。

※施策の方向及び目標については、引き続き維持する。

２　脳卒中
○生活習慣病の改善に向けた保健指導の強化等により発症予防を推進するとともに、rt-PAによる血栓溶解療法等が実施できる体制の整備促進など医療提供体制の充実を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
・**「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を中心とする診療ネットワークの構築等**

３　心筋梗塞等の心血管疾患
○生活習慣病の改善に向けた保健指導の強化等により発症予防を推進するとともに、医療機関ごとの治療内容等に応じた機能分化・連携を推進するなど医療提供体制の充実を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
・**「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を中心とする診療ネットワークの構築等**

４　糖尿病
○糖尿病に対する知識・理解の普及啓発、健診の受診勧奨など発症予防・重症化予防を推進するとともに、関係機関との連携等による医療提供体制の充実を図ります。

※施策の方向及び目標については、引き続き維持する。

５　精神疾患
○相談事業やSNS等を活用した啓発により、精神疾患の予防、早期発見・治療を促進するとともに、医療機関の相互連携等により多様な精神疾患に対応した医療提供体制の構築を図ります。

【主な変更点】
○目標の新設
・**精神病床における退院後90･180･365日時点の30日以上の再入院率**
目標　90日　10.3%以下(令和11年度)
180日　17.4%以下(令和11年度)
365日　25.7%以下(令和11年度)

６　救急医療
○県民の救急医療への理解・意識の向上に努め、救急医療機関の連携強化等により円滑な救急搬送と救急医療体制の確保を図ります。

【主な変更点】
○目標の新設
・**消防の救急車による転院搬送の出動件数の全出動件数に占める割合**
目標 9.1%以下(令和11年)

７　へき地医療
○自治医科大学卒業医師の計画的な派遣等によりへき地勤務医師等の確保を図るとともに、ＩＣＴ等を活用したへき地医療提供体制の維持に努めます。

【主な変更点】
○目標の再設定
・へき地公立医療機関等でオンライン診療や**遠隔診療支援システム等を活用している**医療機関数

８　小児医療
○小児科医を育成・確保するとともに、限られた医療資源における小児医療提供体制の維持に努め、相談体制の充実や県民意識の啓発を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の変更
・**小児在宅医療に関して、医療関係者と福祉サービス事業者、行政等との連携により、切れ目のない支援体制の構築を目指すことを追加**

９　周産期医療
○総合周産期母子医療センターを中心とした地域分散型の周産期医療体制の維持・充実に努めるとともに、安定的な産婦人科医等の育成・確保を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
・**性と健康に関する教育や相談窓口の設置、普及啓発等によるプレコンセプションケアの推進**
○目標の再設定
・**地域周産期母子医療センターのＮＩＣＵ等病床数**
目標：ＮＩＣＵ　34床→31床
ＧＣＵ　40床→27床

１０　災害医療
○訓練や研修会、災害医療を担う人材確保による災害医療体制の確保に努めるとともに、災害時に拠点となる病院以外の病院の防災対策を促進します。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
・**災害医療の取組と連携した、在宅医療・介護関係機関における業務継続計画（BCP）の策定の促進等**

１１　新興感染症発生・まん延時における医療
○機能・役割に応じた感染症対応に係る医療提供体制の確保に努めるとともに、感染症の予防に関する人材の資質向上を図ります。

※施策の方向及び目標については、引き続き維持する。

１２　在宅医療・介護
○多職種連携研修の実施等による在宅医療の医療提供・連携体制の構築に努めるとともに、在宅医療を支える人材の確保・育成を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
・**高齢者救急患者の退院後の受入れ及び高齢者施設入所者の急変時対応に向けた関係機関の連携推進**
・**在宅療養におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の提供体制の確保に向けたリハビリテーション専門職及び医療・介護従事者の連携の推進**
○目標の新設
・**訪問診療の実施件数（１か月当たり）**
目標 13,500件（令和11年度）
・**薬剤師による訪問薬剤管理指導が実施できる市町村数**
目標 26市町村（令和11年度）

第３章　外来医療計画

○外来医師多数区域での新規開業者に対し要請を行うなど、地域で不足する外来医療機能の解消に努めるとともに、紹介受診重点医療機関の選定等により、外来機能の明確化・連携を推進します。

※施策の方向及び目標については、引き続き維持する。

第４章　医療提供基盤の充実

第１節　医師確保計画
○若手医師の養成・確保、医師の県内定着の促進により、県全体での医師数の確保に努めるとともに、へき地医療を担う医師の確保等により県内地域間の医師偏在是正を図ります。

【主な変更点】
○施策の方向の追加
「重点医師偏在対策支援区域」を設定し、区域における医師偏在対策を推進

第２節　薬剤師（薬剤師確保計画）
○地域偏在を含めた薬剤師不足等の適切な状況把握を進め、病院薬剤師奨学金返還支援等により、県内薬剤師の確保に努めるとともに、県薬剤師会と連携した研修等により、薬剤師業務の充実や資質の向上を図ります。

※施策の方向及び目標については、引き続き維持する。